

テレメＢＢ - W i M A Xサービス契約約款
株式会社沖縄テレメッセージ

(平成20年11月1日)

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 法令に規定する事項

第2章 提供範囲

- 第5条 業務区域

第3章 契約

- 第6条 契約単位
- 第7条 契約申込の方法
- 第8条 契約申込の承諾
- 第9条 契約者識別番号
- 第10条 最低利用期間
- 第11条 契約期間満了に伴う契約の更新等
- 第12条 契約内容の変更
- 第13条 契約者地位の承継
- 第14条 譲渡の禁止
- 第15条 氏名等の変更の届出
- 第16条 契約者が行うテレメＢＢ - W i M A Xサービス契約の解除
- 第17条 当社が行うテレメＢＢ - W i M A Xサービス契約の解除
- 第18条 テレメＢＢ - W i M A Xサービスの禁止事項

第4章 端末設備の提供

- 第19条 端末設備の提供
- 第20条 端末設備の種類等の変更
- 第21条 端末設備の返還

第5章 自営端末設備及び自営電気通信設備の接続等

- 第22条 自営端末設備の接続
- 第23条 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 第24条 自営電気通信設備の接続
- 第25条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

第6章 利用中止及び利用停止

- 第26条 利用中止

第 27 条 利用停止

第 7 章 通信

第 28 条 当社の提供する通信

第 29 条 通信利用の制限

第 30 条 通信時間等の制限

第 31 条 無線回線の制約

第 8 章 料金等

第 32 条 料金

第 33 条 基本使用料等の支払義務

第 34 条 手続きに関する料金の支払義務

第 35 条 料金の計算方法等

第 36 条 料金の支払い

第 37 条 前受金

第 38 条 預託金

第 39 条 割増金

第 40 条 延滞利息

第 41 条 端数処理

第 9 章 保守

第 42 条 当社の維持責任

第 43 条 契約者の維持責任

第 44 条 契約者の切分責任

第 45 条 修理又は復旧

第 10 章 損害賠償

第 46 条 責任の制限

第 47 条 免責

第 11 章 雑則

第 48 条 承諾の限界

第 49 条 設備の設定の一部変更

第 50 条 工事等のための端末設備等の持込み

第 51 条 利用に係る契約者の義務

第 52 条 契約者からの電気の提供

第 53 条 本人確認等

第 54 条 プライバシーポリシー

第 55 条 特約条項等

第 56 条 管轄裁判所

第 5 7 条 準拠法

第 1 2 章 その他

第 5 8 条 支払証明書等の発行

別表 1 新聞社等の基準

別表 2 技術基準

料金表

第 1 条 料金表の適用

第 2 条 料金等の変更

第 3 条 消費税相当額の加算

第 4 条 料金等の減免

第 1 表 料金

第 1 定額利用料

第 2 端末設備利用料

第 3 手続きに関する料金

第 4 支払証明書等の発行手数料

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このテレメBB-WiMAXサービス約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりテレメBB-WiMAXサービス(当社がこの約款以外の提供条件を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-------------------------|---|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 テレメBB-WiMAX網 | 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びに附属設備をいいます。以下、同じとします。) |
| 4 テレメBB-WiMAXサービス | テレメBB-WiMAXサービス網を使用して行う電気通信サービス |
| 5 テレメBB-WiMAXサービス取扱所 | テレメBB-WiMAXサービスに関する業務を行う当社の事業所及び当社の委託により公衆無線LANアクセスサービスに関する契約事務を行う者の事業所 |
| 6 テレメBB-WiMAXサービス契約 | 当社からテレメBB-WiMAXサービスの提供を受けるための契約 |
| 7 テレメBB-WiMAXサービス契約者 | 当社とテレメBB-WiMAXサービスを締結している者(以下「契約者」といいます。) |
| 8 移動無線装置 テ-カ-ド`端末のこと | 契約者回線に接続して使用するためのアンテナ設備及び無線送受信装置 |
| 9 無線基地局設備 基地局のこと | 無線回線を収容するために設置される交換設備(その交換設備に接続される設備を含みます。)であり、移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備 |
| 10 無線回線(契約者回線) | テレメBB-WiMAXサービス契約に基づいて、当社の無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置の間に設置される電気通信回線 |
| 11 端末設備 | 契約者回線の一端に接続されている電気通信設備であって、 |

| | |
|-------------|--|
| | 一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 12 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備（当社が提供する端末設備以外のもの） |
| 13 自営電気通信設備 | 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下、同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 14 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

2 前項の規定によるほか、この約款において使用する用語は、事業法において使用する用語の例によります。

（法令に規定する事項）

第 4 条 テレメＢＢ - ＷｉＭＡＸサービスの提供にあたり、法令に定めがある事項はその定めるところによります。

第 2 章 提供範囲

（業務区域）

第 5 条 テレメＢＢ - ＷｉＭＡＸサービスの業務区域は、当社が設置する無線基地局設備から電波の届く範囲とし、当社が別に定めるところによります。

2 前項の提供区域であっても、電波の伝わりにくいところ等ではテレメＢＢ - ＷｉＭＡＸサービスを利用できない（通信速度の低下を含みます。）ことがあります。

3 当社は技術上その他やむを得ない理由により無線基地局設備の移設等を行うことがあります。この場合、業務区域内であっても通信を行うことが出来なくなる場合があります。

第 3 章 契約

（契約単位）

第 6 条 当社は、一の契約者識別番号（ご利用ＩＤ及びパスワードにて構成されます。）ごとに一のテレメＢＢ - ＷｉＭＡＸサービス契約を締結します。この場合、契約者は一のテレメＢＢ - ＷｉＭＡＸサービス契約につき 1 人に限ります。

（契約申込の方法）

第7条 テレメＢＢ - W i M A Xサービス契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書に当社が規定する事項を記載して、当社が指定する方法にて提出していただきます。

2 前項の場合において、当社は契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただく場合があります。

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、テレメＢＢ - W i M A Xサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) テレメＢＢ - W i M A Xサービス契約の申込みをした者がテレメＢＢ - W i M A Xサービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下第48条(承諾の限界)において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) テレメＢＢ - W i M A Xサービス契約の申込みをした者が、第27条(利用停止)第1項のいずれかに該当し、テレメＢＢ - W i M A Xサービスの利用を停止されている、又はテレメＢＢ - W i M A Xサービスの解除を受けたことがあるとき。

(3) テレメＢＢ - W i M A Xサービス契約の申込みをした者が、第51条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの規定に違反するおそれがあるとき。

(4) テレメＢＢ - W i M A Xサービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者識別番号)

第9条 テレメＢＢ - W i M A Xサービスの契約者識別番号は、当社が定めます。

2 当社は、第45条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、テレメＢＢ - W i M A Xサービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、テレメＢＢ - W i M A Xサービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(最低利用期間)

第10条 テレメＢＢ - W i M A Xサービスには、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間内にテレメＢＢ - W i M A Xサービス契約が解除されたときは、契約者は残余の期間に対応する料金に相当する金額を、当社が指定する期日までに一括して支払うものとします。

(契約期間満了に伴う契約の更新等)

第11条 テレメBB-WiMAXサービス契約者が、そのテレメBB-WiMAXサービス契約の期間の満了と同時に契約を解除しようとするときは、当社が指定する期間内に、当社に申し出るものとします。

2 当社は、テレメBB-WiMAXサービス契約の期間満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に契約を同一条件にて更新します。

(契約内容の変更)

第12条 契約者は、テレメBB-WiMAXサービスの無線回線について、サービス内容変更の請求をすることができます。そのテレメBB-WiMAXサービス契約の満了と同時に契約を変更するときは、当社が指定する期間内に、当社に申し出るものとします。

2 前項の請求があったときは、当社は第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者地位の承継)

第13条 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてテレメBB-WiMAXサービス取扱所(当社の事業所に限ります。)に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(譲渡の禁止)

第14条 契約者がテレメBB-WiMAXサービス契約に基づいてテレメBB-WiMAXサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(氏名等の変更の届出)

第15条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにテレメBB-WiMAXサービス取扱所(当社の事業所に限ります。)に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 契約者が第1項の届出を怠ったときは、当社が契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書先に発信した書面は、当該書面不到達の場合においても、通常その到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。

(契約者が行うテレメBB-WiMAXサービス契約の解除)

第16条 契約者は、テレメBB-WiMAXサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめテレメBB-WiMAXサービス取扱所(当社の事業所に限ります。)に書

面により通知していただきます。

(当社が行うテレメBB-WiMAXサービス契約の解除)

第17条 当社は、第27条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、テレメBB-WiMAXサービス契約者が、利用停止となった後もその原因となった事実を解消しない場合は、テレメBB-WiMAXサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第27条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、テレメBB-WiMAXサービスの利用停止をしないでそのテレメBB-WiMAXサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのテレメBB-WiMAXサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(テレメBB-WiMAXサービスの禁止事項)

第18条 契約者は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為

(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発する若しくは扇動する行為

(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文章等を送信し、又は掲載する行為

(6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為

(7) テレメBB-WiMAXサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(8) 他人になりすましてテレメBB-WiMAXサービスを利用する行為

(9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為

(10) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為

(11) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為

(12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営の支障を与える、又は与える恐れのある行為

(13) その行為が前述(1)から(12)のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為

(14) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

第4章 端末設備の提供

(端末設備の提供)

第 19 条 当社は、契約者から請求があったときは、そのテレメＢＢ - W i M A X サービスについて料金表第 1 表第 2 の端末設備を提供します。ただし、端末設備の取扱上余裕がないときは、その請求に対する端末設備の提供を延期することがあります。

2 端末設備は一のテレメＢＢ - W i M A X サービス契約について、一の移動無線装置に限り提供します。

(端末設備の種類等の変更)

第 20 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類等の変更を行います。

(端末設備の返還)

第 21 条 当社の端末設備の提供を受けている契約者は、次の場合には、その端末設備を当社が指定するテレメＢＢ - W i M A X サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(1) そのテレメＢＢ - W i M A X サービス契約を解除しようとするとき又は解除されたとき。

(2) テレメＢＢ - W i M A X サービスの種類等の変更又は端末設備の種類等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 当社が提供する端末設備を廃止するとき。

(4) その他テレメＢＢ - W i M A X サービスの内容の変更に伴い、そのテレメＢＢ - W i M A X サービスに係る端末設備を利用しなくなったとき。

2 前項による返却がなされないとき又は、契約期間中に起きた全破損、部分破損及び紛失等については、賠償金又は修理実費を請求する場合があります。

第 5 章 自営端末設備及び自営電気通信設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第 22 条 契約者は、その無線回線に、又はその無線回線に接続されている電気通信設備を介して自営端末設備 (移動無線装置にあっては、当社のテレメＢＢ - W i M A X サービスの無線回線に接続することができるものに限ります。) を接続するときは、契約事務を行うテレメＢＢ - W i M A X サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は別表 2 の技術基準に適合することについて指定認定機関 (事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が指定する者をいいます。) の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別表 2 の技術基準に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が同項第 1 号の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 事業法第50条第1項に規定する技術適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営端末設備を変更する場合についても、前各項の規定に準じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第23条 当社は、無線回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表2の技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 1項の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準に適合していないと認められたときは、契約者は、その自営端末設備を無線回線から取りはずすものとします。

(自営電気通信設備の接続)

第24条 契約者は、その無線回線に、又はその無線回線に接続されている電気通信設備を介して自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、当社のテレメBB-WiMAXサービスの無線回線に接続することができるものに限ります。)を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うテレメBB-WiMAXサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が別表2の技術基準に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 - (3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難になることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が前項第1号の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営電気通信設備を変更する場合についても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その無線回線に接続されている自営電気通信設備の接続を取りはずしたときは、そのことを契約事務を行うテレメBB-WiMAXサービス取扱所に通知するものとします。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第25条 無線回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第23条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第 6 章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第 26 条 当社は、次の場合には、テレメＢＢ - W i M A X サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 29 条(通話利用の制限)の規定により、通信の利用を中止するとき。
- (3) 通信ができる区域において電力の供給停止があったとき。

2 当社は、前項の規定によりテレメＢＢ - W i M A X サービスの利用を中止するときは、インターネットを利用して、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 前 2 項の規定によるほか、通信を行うことができる区域を管理する者の都合によるその区域の閉鎖その他の理由により、当該区域(その区域の周辺の区域を含みます。)において、テレメＢＢ - W i M A X サービスを利用できないことがあります。

(利用停止)

第 27 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間(そのテレメＢＢ - W i M A X サービスの料金その他の債務(このの規定により、支払いを要することとなったテレメＢＢ - W i M A X サービスの料金の債務又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのテレメＢＢ - W i M A X サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、テレメＢＢ - W i M A X サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) テレメＢＢ - W i M A X サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第 15 条(氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及び同条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款及び料金表の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第 51 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき。
- (6) 第 18 条(テレメＢＢ - W i M A X サービスの禁止事項)の規定に違反したとき。
- (7) 無線回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (8) 無線回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果別表 2 に規定する技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を無線回線から取り外さなかったとき。

(9) 第38条(預託金)に規定する預託金を預け入れなかったとき。

(10) 第53条(本人確認等)に規定する本人確認等の実施を求めた場合にその求めに応じないとき。

2 当社は、前項の規定によりテレメBB-WiMAXサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、契約者が第51条(利用に係る契約者の義務)第1項各号の規定に違反したときであって、テレメBB-WiMAXサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

3 当社は、当社と複数のテレメBB-WiMAXサービス契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において、全項の各号に該当する場合及び利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全てのテレメBB-WiMAXサービス契約に係るテレメBB-WiMAXサービスの利用を停止することがあります。

第7章 通信

(当社の提供する通信)

第28条 当社の提供するテレメBB-WiMAXサービスは、IEEE802.16-2004、IEEE802.11b・gに準拠するインターフェースにより通信を行うことができます。ただし、当社はそのインターフェースに規定する符号伝送速度を保証するものではありません。

(通信利用の制限)

第29条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供しているテレメBB-WiMAXサービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)を執ることがあります。

| 機関名 |
|-------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 秩序の維持に直接関係がある機関 |
| 防衛に直接関係がある機関 |
| 海上の保安に直接関係がある機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信役務の提供に直接関係がある機関 |

| |
|----------------------|
| 電力の供給の確保に直接関係がある機関 |
| 水道の供給の確保に直接関係がある機関 |
| ガスの供給の確保に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |
| 別表 1 の基準に該当する新聞社等の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関 |
| 国又は地方公共団体の機関 |

- 2 通信が著しくふくそうした場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、利用者が無線基地局設備に接続した場合において、一定期間通信を行わないときは、その接続を切断します。

（通信時間等の制限）

第 30 条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

（無線回線の制約）

第 31 条 契約者は無線回線を使用することができない場合においては、テレメ B B - W i M A X サービスを利用することはできません。

2 テレメ B B - W i M A X サービスにおいては、前項に規定するほか、次に掲げる理由によりその無線回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又はテレメ B B - W i M A X サービスが全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、「無線特性に起因する事象」といいます。）となることがあります。

- （1）無線回線に係る回線距離及び無線基地局設備の設備状況
- （2）他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害及び電波干渉等
- （3）電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等
- （4）遮蔽物による電波障害
- （5）無線回線の終端に接続される移動無線装置の故障

3 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検又は全部若しくは一部を移設、増設若しくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

4 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、インターネットを利用してあらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 8 章 料金等

(料金)

第32条 当社が提供するテレメBB-WiMAXサービスの料金は、定額利用料、端末設備利用料及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

(定額利用料等の支払義務)

第33条 テレメBB-WiMAXサービス契約者は、そのテレメBB-WiMAXサービス契約に基づいて当社が無線回線及び端末設備等の提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して契約の解除があった日を含む暦月までの期間(提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1ヶ月間とします)について、料金表第1表第1(定額利用料)及び第2(端末設備利用料)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりテレメBB-WiMAXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、テレメBB-WiMAXサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

| 区分 | 支払いを要しない料金 |
|--|---|
| 1 契約者の責めによらない理由によりそのテレメBB-WiMAXサービスを全く利用することができない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | 左記事項を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのテレメBB-WiMAXサービスについての料金 |

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第34条 契約者は、次の場合は、料金表第1表3(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。ただし、手続きに関する料金については手続きの着手前に契約の解除又は請求の取消しがあったときは、当社は、その料金を返還します。

| 区分 | 手続きに関する料金 |
|---|-----------|
| 1 テレメＢＢ - W i M A X サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。 | 契約事務手数料 |
| 2 テレメＢＢ - W i M A X サービスの登録内容の変更の請求又は自営端末設備の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。 | 登録変更手数料 |
| 3 当社が提供する端末設備の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。 | 端末変更手数料 |

(料金の計算方法等)

第35条 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料は暦月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金(利用)月数によらず、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

(料金の支払い)

第36条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するテレメＢＢ - W i M A X サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)又は当社が別に指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(前受金)

第37条 当社は、料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(預託金)

第38条 契約者は、次の場合には、テレメＢＢ - W i M A X サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) テレメＢＢ - W i M A X サービス契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 第27条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、当社が別に定める額とします。

3 預託金については無利息とします。

4 当社は、テレメＢＢ - W i M A X サービス契約の解除等により預託金を受け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、当該契約者がその契約に基づき支払うべき債務があるときは、返還額をその債務に充当します。

(割増金)

第 39 条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 40 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（端数処理）

第 41 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 9 章 保守

（当社の維持責任）

第 42 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第 43 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表 2 の技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第 44 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が無線回線に接続されている場合であって、無線回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるテレメ B B - W i M A X サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第45条 当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第29条(通話利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関等との協議により定めたものに限り、

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|----------------------|---------------------------------------|
| 1 | 気象機関に提供されるもの |
| | 水防機関に提供されるもの |
| | 消防機関に提供されるもの |
| | 災害救助機関に提供されるもの |
| | 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの |
| | 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの |
| | 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの |
| | 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの |
| | 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの |
| | 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの |
| | 水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの |
| | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの |
| | 選挙管理機関に提供されるもの |
| | 別表1の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの |
| 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの | |
| 2 | 国又は地方公共団体の機関に提供されるもの(第1順位となるものを除きます。) |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第46条 当社は、テレメBB-WiMAXサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのテレメBB-WiMAXサービスが全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。ただし、無線特性に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、テレメBB-WiMAXサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分

に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該テレメBB-WiMAXサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、暦日数により日割して計算します。この場合、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。料金額の算定にあたり端数が生じたときは、第41条(端数処理)の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第47条 当社は、この約款等の変更により、契約者が自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなった場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第48条 当社は、契約者からテレメBB-WiMAXサービスに係る手続きその他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(設備の設定の一部変更)

第49条 当社は第27条(利用中止)及び第31条(無線回線の制約)に規定する場合のほか、テレメBB-WiMAXサービスに係る電気通信設備について、当社の都合により、その設備の設定を一部変更することがあります。

2 前項の場合において、テレメBB-WiMAXサービスに係る電気通信設備の設定を一部変更するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(工事等のための端末設備等の持込み)

第50条 契約者は、次の場合には、その端末設備又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。)を当社が指定した期日に当社が指定するテレメBB-WiMAXサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 当社が提供する端末設備の設置、種類等の変更、移転、取りはずし、修理等の工事を行うとき。

(2) 第22条(自営端末設備の接続)第3項又は第23条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

(利用に係る契約者の義務)

第51条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がテレメBB-WiMAXサービス契約に基づき設置した電気通信設備(端末設備を含みます。以下この条において同じとします。)を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその電気通信設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供している公衆テレメBB-WiMAXサービス契約に基づき設置した電気通信設備端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がテレメBB-WiMAXサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 電気通信設備に登録されている情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (6) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供している電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (7) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、テレメBB-WiMAXサービスを利用しないこと。なお、第18条(テレメBB-WiMAXサービスの禁止事項)に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- (8) テレメBB-WiMAXサービス契約に係る契約者識別番号は、自己の責任をもって管理すること。

2 契約者が、前項の規定に違反して当社が提供している電気通信設備を逸失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 契約者は、電気通信設備を紛失若しくは盗難等が発生した場合には、ただちに当社のテレメBB-WiMAXサービス取扱所(当社の事業所に限ります。)にその旨を申し出てください。その場合、当社は当該電気通信設備の利用の一時中断を行います。

4 契約者は、前3項の規定の適用については、当該契約に係る利用者の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

(契約者からの電気の提供)

第52条 当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(本人確認等)

第53条 当社は、契約者に対し、本人確認等の実施を行うことがあります。

(プライバシーポリシー)

第54条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のインターネットホームページ等において公表します。

（特約条項等）

第55条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）でテレメBB-WiMAXサービスの提供をすることがあります。この場合、当社と契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

（管轄裁判所）

第56条 この約款に基づくテレメBB-WiMAXサービス契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって合意上の管轄裁判所とします。

（準拠法）

第57条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第12章 その他

（支払証明書等の発行）

第58条 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのテレメBB-WiMAXサービスに関する料金その他債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったテレメBB-WiMAXサービスの料金の債務又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのテレメBB-WiMAXサービス契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

3 契約者等は、前2項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下、同じとします。）の発行を受けたときは、料金表第1表第4に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

別表 1 新聞社等の基準

| 区分 | 基準 |
|---------|---|
| 1 新聞社 | <p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。</p> |
| 2 放送事業者 | 電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社 |

別表 2 技術基準

| 技術基準 |
|------------------------|
| 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) |

料金表

通則

(料金表の適用)

第1条 テレメBB-WiMAXサービスに関する料金は、この約款料金表(以下「料金表」といいます。)の規定を適用します。

(料金等の変更)

第2条 当社は、テレメBB-WiMAXサービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

(消費税相当額の加算)

第3条 この料金表に定められた料金について、支払いを要する額は料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の減免)

第4条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又はこの規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

2.当社は、前項の規定により料金の減免を行ったときは、関係するテレメBB-WiMAXサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 定額利用料

1 適用

1-1 テレメBB-WiMAXサービスには次の種類があります。

| サービス区分 | 無線タイプ |
|----------------|--------------|
| テレメBB-WiFiダクト | 2.4GHz 無線タイプ |
| テレメBB-WiMAXダクト | 4.9GHz 無線タイプ |

1-2 契約期間の満了等

(1) パッケージに係る契約期間は、1年パッケージについては、その契約の申込みを承諾した日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の末日までとします。

(2) また、上記の規定によるほか、その契約が第11条(契約満了に伴う契約の更新等)の規定により更新されたものであるときの契約期間は、その更新日の属する暦月の初日から起算して、1年パッケージについては12暦月の末日までの間とします。

2 料金額

(1) テレメBB-WiMAXダクト

| | 単位 | 料金額 (月額) | 最低利用 期間 |
|----------------------------------|---------|----------------|------------|
| テレメＢＢ-ＷｉＭＡＸﾀﾞｲﾚｸﾄ (ProST 接続) | 1 の契約ごと | 税込額 2,980 円 | 1 年 |
| テレメＢＢ-ＷｉＭＡＸﾀﾞｲﾚｸﾄ (EasyST 接続) | 1 の契約ごと | 税込額 2,980 円 | 1 年 |

(2) テレメＢＢ-ＷｉＦｉﾀﾞｲﾚｸﾄ

| 区分 | 単位 | 料金額 (月額) | 最低利用 期間 |
|------------------|---------|----------------|------------|
| テレメＢＢ-ＷｉＦｉﾀﾞｲﾚｸﾄ | 1 の契約ごと | 税込額 2,980 円 | 1 年 |

第 2 端末設備利用料

1 適用

端末設備使用料の適用については、第 3 3 条（定額利用料等の支払義務）に定めるところによります。

2 料金額

| 端末種類 | 区分 | 料金額 (月額) |
|---------------------------|--|-------------|
| ProST 機器 | 1 の契約ごと | 税込額 735 円 |
| EasyST 機器 | 1 の契約ごと | 税込額 735 円 |
| 端末設備 [当社が別に提供する もの] | WiMAX ダイレクトサービス について、移動無線機能を有 する機器 | 別に算定する |

第 3 手続きに関する料金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 |
|---------|-----------|-------------|
| 契約事務手数料 | 1 契約ごとに | 税込額 1,050 円 |
| 登録変更手数料 | 1 契約ごとに | 税込額 1,050 円 |
| 端末変更手数料 | 1 端末設備ごとに | 税込額 1,050 円 |
| その他手数料 | | 別途算定 |

第 4 支払証明書等の発行手数料

| 区分 | 料金額 |
|---------------|-------------|
| 支払証明書等 1 枚ごとに | 税込額 1,050 円 |

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税

相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

附則

(実施時期)

この約款は、平成20年11月1日から実施します。

ただし、平成20年11月1日から先行予約受付を開始し、サービス提供については、平成20年12月25日からの適用とします。

また、平成20年11月1日から平成21年10月31日の期間にテレメBB-WiMAXサービスの申込を行なった契約者に対しては、次の内容を適用します。

- ・当社のテレメBB-WiMAXに新規で契約を行う契約者について、既に当社の光、ADSL、ISDN、ダイヤルアップ等のサービスに加入して頂いている場合は、契約事務手数料については、その支払いを要しません。